



# 島根県報

平成24年9月18日（火）

第2,428号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

県営土地改良事業計画の決定 (農 村 整 備 課) 2

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 (中 小 企 業 課) 2

更の届出

**【公 告】**

都市計画変更の図書の縦覧 (下 水 道 推 進 課) 3

**告 示****島根県告示第523号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業名                                  | 縦覧に供する書類の名称  | 縦覧の期間      | 縦覧の場所 |
|--------------------------------------|--------------|------------|-------|
| 湖岸荘原地区用排水施設事業（県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）） | 土地改良事業計画書の写し | 告示の日から21日間 | 出雲市役所 |

**島根県告示第524号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成24年9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミ神西店 出雲市大島町24-1外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号

## (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前9時30分から午後10時00分まで

（変更後）午前9時00分から午後10時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時15分から午後10時15分まで

（変更後）午前8時45分から午後10時15分まで

## 2 届出年月日

平成24年9月7日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
旭都市計画下水道
- 2 縦覧場所  
島根県土木部下水道推進課